建 技 第 557 号
令和５年３月 20 日

関係協会長　殿

富山県土木部長

情報共有システムの試行について

このことについて、情報共有システム試行要領を改訂し、以下のとおり実施することとしましたので参考にお知らせします。

つきましては、貴協会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

１　改定内容

別添の情報共有システム試行要領（令和５年４月　富山県土木部）のとおり

２　適用

令和５年４月１日以降に作成する設計書から適用する。

（事務担当　建設技術企画課技術指導係）